

				42.0	
一般 県道	小 川 八 代 線	八代郡東陽村大字南	前	4.5 ～ 15.0	618.0
		同 所 同 字 1135 番 1 地先から 1496 番 2 地先まで	後	6.0 ～ 24.0	618.0
"	"	八代郡竜北町大字大野字芝原	前	3.5 ～ 10.6	221.0
		同 所 字崩迫 1998 番 地先から 1764 番 2 地先まで	後	10.0 ～ 15.5	221.0
"	"	八代市東町字堀切	前	13.0 ～ 46.0	213.0
		同 所 同 字 2289 番 3 地先から 2265 番 1 地先まで	後	13.4 ～ 46.0	213.0
"	部 田 見 木 葉 線	玉名郡玉東町大字木葉字鍛冶湯	前	10.0 ～ 14.2	138.4
		同 所 同 字 576 番 1 地先から 584 番 1 地先まで	後	10.0 ～ 18.5	138.4

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 30 日

熊本県告示第 360 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 2 号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬の本 5621 番 51 地先から 同 所 字北瀬の本 6328 番 地先まで	307.0	地域連携 国 道
一般県道	久 連 子 落 合 線	八代郡泉村大字栗木字音川 5595 番 地先から 同 所 同 字 560 番 地先まで	132.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 30 日

熊本県告示第 361 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字下鶴 2083 番 7 地先から 同 所 同 字 2039 番 地先まで	482.5	自転車道整備

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 31 日

熊本県告示第 362 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 1 9 号	八代郡坂本村大字中谷は字金附石 1238 番 1 地先から 同 所 字下代瀬 1709 番 地先まで	500.0	地域連携 推進特一
主要地方道	熊本玉名線	熊本市河内町大字野出字上川床 1644 番 1 地先から 同 所 同 字 2005 番 4 地先まで	147.0	単道改
"	"	熊本市河内町大字野出字西山口 1587 番 5 地先から 同 所 字古人鶴 1619 番 4 地先まで	87.0	"
"	玉名立花線	玉名市玉名字道ノ下 1132 番 1 地先から 同 所 同 字 1132 番 1 地先まで	28.0	緊道整
一般県道	田上日奈久 線	八代郡坂本村大字鶴喰字戸田谷 3428 番 地先から 同 所 同 字 3422 番 1 地先まで	130.0	単道改
"	大浜小天線	玉名市大浜町字烏帽子開 3522 番 1 地先から 同 所 同 字 3577 番 地先まで	134.0	単交安施

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 31 日

公 告

熊本県公告第228号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成17年3月18日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成17年3月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 争議行為の目的
 - 生活改善をはかる賃上げ。成果主義賃金導入反対。最低賃金協定の締結・改善。労使対等決定原則の厳守。一方的な労働協約破棄の中止・撤回。
 - 増員、労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対、医療業務の直営原則の厳守。
 - 医療・介護・社会保障の拡充、安全・安心の医療確立と行き届いた看護の実現。
 - 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対。存続拡充と雇用の確保。
 - 200万人以上看護体制確立を保障する需給見通し策定。二年課程通信制、各県一校の開設と受講の保障、支援措置確立。
 - 憲法改悪、「有事法制」発動阻止、自衛隊イラク撤退、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。定率減税の廃止反対、消費税増税阻止。
- 争議行為の日時
平成17年3月31日から目的を実現するまでの間の連日、又は短時間
- 争議行為の場所
特別医療法人萬生会 西合志病院（菊池郡西合志町御代志 812-2）
- 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第229号

平成16年12月21日付けで熊本市長幸山政史から協議のあった上護藤地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年3月23日付けで同意した。

平成17年3月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第230号

球磨郡球磨村大字神瀬乙79番地、簞瀬入会林野整備組合代表者簞瀬寛から申請のあった簞瀬入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により平成17年3月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年3月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第25号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「大阪事務所長」を「大阪事務所長 工業技術センター所長」に、「計量検定所長 工業技術センター所長」を「計量検定所長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公 告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第21条第2項の規定により廃棄物の最終処分場拡張工事に関する環境影響評価書を作成したので、同条第23条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月30日

九州産廃株式会社 代表取締役 前田 博 憲

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 九州産廃株式会社 代表取締役 前田 博憲

(2) 住所 熊本県菊池市西寺 633 番地 2

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 廃棄物の最終処分場拡張工事

(2) 種類 一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場（管理型）の規模の変更

(3) 規模 拡張面積 約 63,210 平方メートル

3 対象事業実施区域の位置

菊池市原字寄草 4589 番 4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・25・27・28・31・32・42・43・144・145 の各全部。

菊池市原字寄草 4589 番 26・29・30・36・37・45・46・49 の各一部。

4 関係地域の範囲

菊池市原字小川地・字向柏・字経塚・字柏・字柏川の各全部。

菊池市原字寄草・字掛幕・字城・字堂床・字柏浦・字黒尖の各一部。

菊池市重味字菖蒲谷の一部。

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

九州産廃株式会社本社（菊池市西寺 633 番地 2）

九州産廃株式会社処分場（菊池市原字向柏地内）

熊本県菊池地域振興局（振興調整室）

菊池市役所（市民部環境課）

(2) 期間 平成17年3月30日から平成17年5月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

